

水俣市公告第 39 号

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、水俣市契約事務規則（令和 2 年規則第 12 号）第 3 条の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 14 日

水俣市長 高岡利治

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事番号 | 令和 8 年度土木第 2－17 号 |
| (2) 工事名 | 道路局所管補助事業 幸橋上部工新設工事 |
| (3) 工事場所 | 水俣市幸町 地内 |
| (4) 工事概要 | 橋梁上部工
上部工形式 PC 3 径間連結ポストテンションホロー桁橋
橋長 105.9m
幅員 10.5m（車道 7.0m 歩道 3.5m） |
| (5) 工期 | 令和 9 年 3 月 25 日から令和 10 年 12 月 28 日 |
| (6) 入札予定年月日 | 令和 8 年 11 月 24 日（火） |
| (7) 予定価格 | 814,372,900 円（消費税及び地方消費税額を含む。） |
| (8) 入札書比較価格 | 740,339,000 円（消費税及び地方消費税額を除く。） |
| (9) 入札方式 | 条件付一般競争入札（事前審査型） |
| (10) 落札方式 | 総合評価方式 基本型
本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った者の入札は無効とする。 |
| (11) 低入札価格調査 | 低入札価格調査基準価格の設定有 |
| (12) 入札保証金 | 免除 |
| (13) 契約保証金 | 請負代金額の 10 分の 1 以上 |
| (14) 企業形態 | 特定建設工事共同企業体 |

2 競争入札参加資格

(1) 特定建設工事共同企業体で、さらに建設工事入札参加資格審査申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次の条件を全て満たす者であること。

許可業種	土木一式工事	
共同企業体の構成員数	3者（特定建設業の許可を有する者を代表者とした組み合わせ。）	
構成員の出資比率	20%以上（代表者の出資比率は、構成員中最大であること。）	
資 格 要 件	代表構成員（構成員1）	構成員2・構成員3
格付等級又は経営事項審査の総合評定値	水俣市工事入札参加資格の認定を受けている者のうち、プレストレストコンクリート工事の総合評定値が1, 100点以上であること。	水俣市工事入札参加資格審査における土木一式工事A等級に格付されていること。
営業所等の所在地	熊本県内に営業所等を有すること。	水俣市内に主たる営業所等を有すること。
施工実績に関する事項	平成18年度（2006年度）以降、元請けとして国内において完成した公共工事の土木一式工事で、橋長84m以上かつ最大支間長27m以上の架設桁架設による道路橋で、PC連結ポストテンション方式桁橋の橋梁上部工工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。	なし。
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第27条第2項の規定は適用されない。	
	施工経験	平成18年度（2006年度）以降、施工実績に関する事項に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。
	資 格 等	土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
	そ の 他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（建設工事入札参加資格審査申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上）にある者。
経営事項審査の有効期間	上記許可業種について、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。 ※経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7カ月間。	
設計業務等の受託者との関連	次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名 株式会社東光コンサルタンツ熊本営業所 所 在 地 熊本市中央区神水1丁目25-11	

(2) 水俣市の指名停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
(基準に該当するすべての者が共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。)
- ア 資本関係
(ア) 親会社と子会社の関係にある場合
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (4) 本申請に係る特定建設工事共同企業体の認定対象となる工事は、道路局所管補助事業幸橋上部工新設工事のみとする。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点を与え、それに技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点及び施工体制評価点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）} \div \text{入札価格}$$

イ 技術評価における評価項目と評価基準及び得点配分は、別添「評価に関する基準（自己採点表）」のとおりとする。

(2) 施工体制の審査（ヒアリングの実施）

施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が水俣市建設工事低入札価格調査実施要綱（平成12年9月28日告示第61号。以下「低入札価格調査実施要綱」という。）に定める低入札調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。

また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

①施工体制に係る審査方法の通知

- ・期日 開札の日に対象者に通知する。
- ・方法 ヒアリングを行う場合は、対象者に審査方法等を通知する。

②ヒアリングのための追加資料の提出

- ・期間 ①の通知日の翌日から4日間（休日等を含む。ただし、最終日が休日等の場合は、その翌日。）
- ・方法 追加資料の提出を求めた場合は、6の入札担当部署に持参又は郵送すること。

③施工体制確認のためのヒアリング

- ・期日 別途通知
- ・方法 ヒアリングを行う場合は、説明者は、6の入札担当部署又はその他指定する場所に来庁し説明を行うこと。説明者、詳細な日時及び場所は①により通知する。

4 入札手続き

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

- ①競争入札参加資格申請書（様式1）
- ②特定建設工事共同企業体業態カード（様式2）及び建設工事共同企業体協定書の写し
- ③経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写し
- ④同種工事の施工実績調書（様式3）及び添付資料
- ⑤配置予定技術者の資格及び施工経験調書（様式4－1）並びに添付資料
- ⑥配置予定技術者の資格調書（様式4－2）及び添付資料
- ⑦役員及び株主（出資者）調書（様式5）

イ 総合評価方式に関する技術申請書として次に掲げる書類を提出すること。

- ⑧技術申請書（様式6）及び添付資料
- ⑨評価に関する基準（自己採点表）（様式7）
- ⑩施工計画書（様式8）
- ⑪企業の評価に係る確認資料整理表（様式9）及び確認資料
- ⑫配置予定技術者の評価に係る確認資料整理表（様式10）及び確認資料

※建設工事入札参加資格審査申請書及び技術申請書に添付する書類が同一であっても、それぞれ申請書ごとに添付して提出すること。

5 入札日程及び書類提出方法

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の閲覧 及び配付	公告日から 令和8年11月24日(火)まで	水俣市ホームページに掲載。
質問書の受付	公告日から 令和8年11月2日(月)まで	6の入札担当部署。 原則、電子申請。ただし、郵送（書留郵便）又は FAXによることも可（必着）。
質問に対する回 答の閲覧	公告日から 令和8年11月24日(火)まで	水俣市ホームページに随時掲載。
競争入札参加資 格審査申請書の 受付	公告日から 令和8年11月4日（水）正午まで	6の入札担当部署。 原則、電子申請。ただし、郵送（書留郵便）又は 持参によることも可（必着）。 ※受付は、午前9時から午後5時まで。 土・日・祝日及び正午から午後1時を除く。
入札書及び技術 申請書の受付	令和8年11月16日(月)（予定）から 令和8年11月20日(金)午後5時まで	6の入札担当部署。 郵送（書留郵便）又は持参による（必着）。 ※受付は、午前9時から午後5時まで。 土・日・祝日及び正午から午後1時を除く。
開札	令和8年11月24日(火) 午前9時30分から	水俣市役所3階会議室C
落札者決定通知	令和8年12月16日(水)（予定）	落札者に書面により通知。
競争入札参加資格 がないと認めた理 由の説明要求	落札決定通知日から起算して5日以内 （休日等を除く）	6の入札担当部署へ持参すること。
上記要求に対す る回答	落札決定通知の日から起算して7日以内	書面による。

6 入札等担当部署

区 分	担 当 部 局	電話番号等	住 所
入 札 担 当	水俣市総務企画部財政課 契約管財係	TEL 0966-61-1605 FAX 0966-62-0611	〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
技 術 担 当 監 督 担 当	水俣市産業建設部土木課 道路管理室	TEL 0966-61-1625 FAX 0966-63-5547	

7 その他

- (1) 入札参加者の行為等により入札の公正性に疑義が生じたときは入札を中止する。
- (2) この入札公告に示した入札参加条件を満たさない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約保証金は、請負代金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札回数は1回とする。
- (6) 工事費内訳書の様式は自由であるが、設計図書に示した項目に従って、工事区分、工種等記載すること。また、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (7) 落札者を決定した日から7日以内に請負仮契約を締結し、議会の議決を得られたとき本契約としての効力を生じるものとする。
- (8) 実際の工事において、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、変更前の配置予定技術者が「入札公告（別添）評価に関する基準（自己採点表）」で得た得点と同等以上の資格や実績等がある技術者を配置すること。
- (9) 主要資材の県産資材については別表「主要資材の県産資材使用」に指定する資材とする。

(別添) 評価に関する基準（自己採点表）

【通常工事】																																										
評価に関する基準（自己採点表）																																										
道路局所管補助事業 幸橋上部工新設工事																																										
評価項目		評 価 内 容	評 価 基 準	配点	自己採点 (応札者)	得点																																				
施 工 計 画	品質確保に関する提案 ①P C鋼材の長期健全性の確保に関する提案 ②間詰め・連結コンクリートの打ち込み又は締固めに関する提案 ③間詰め・連結コンクリートの養生に関する提案 安全確保に関する提案 ④主桁架設時等高所作業時における作業員の転倒・落下等の事故防止に関する提案 ⑤主桁架設時における桁の逸脱防止や転倒防止に関する提案 施工上の課題対応に関する提案 ⑥水質汚濁対策に関する提案		A評価	15.0点		／15.0点																																				
			B評価	12.5点																																						
			C評価	10.0点																																						
			D評価	7.5点																																						
			E評価	5.0点																																						
			F評価	2.5点																																						
			G評価	0.0点																																						
				2.0点																																						
企 業 の 評 価	代表構成員の 同種工事の施工実績	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成28年度(2016年度)以降(※3)に元請けとして完成した「PC橋上部工工事(※4)」の施工実績 (評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	1.5点		／2.0点																																				
				1.0点																																						
				0.5点																																						
				0.0点																																						
	代表構成員の 当該工事と同一許可業種の 工事成績評定点の平均点	熊本県(※5)発注工事で過去10年間(※6)に元請けとして完成した「土木一式工事」の工事成績評定点の平均点(※7)	83点以上 74～82点 73点以下又は実績なし	3.0点		／3.0点																																				
				0.30点～2.70点																																						
				0.0点																																						
	構成員2の 当該工事と同一許可業種の 工事成績評定点の平均点	構成員2の水俣市発注工事で過去5年間(※11)に元請けとして完成した「土木一式工事」の工事成績評定点の平均点	73点以上 72点以下	0.5点		／0.5点																																				
				0.0点																																						
	構成員3の 当該工事と同一許可業種の 工事成績評定点の平均点	構成員3の水俣市発注工事で過去5年間(※11)に元請けとして完成した「土木一式工事」の工事成績評定点の平均点	73点以上 72点以下	0.5点		／0.5点																																				
				0.0点																																						
	代表構成員の 優良工事等表彰の有無	国土交通省発注工事で令和3年度(2021年度)以降(※8)における優良工事等表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点		／1.0点																																				
	代表構成員及び 構成員2又は3の地域貢献度	代表構成員の熊本県内における過去2年間(※10)の災害支援活動の実績	災害支援活動の実績 活動の実績なし	0.5点 0.0点		／2.0点																																				
全ての1次下請が市内企業(※12)又は全て自社施工		全ての1次下請が市内企業又は全て自社施工 上記に該当しない	1.0点 0.0点																																							
本工事で使用する主要資材『別表1』の県産資材(※13)使用の有無		使用する 使用しない	0.5点 0.0点																																							
小計(企業実績等)								／9.00点																																		
配 置 予 定 技 術 者 の 評 価	代表構成員の 配置予定技術者の資格	「1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士(建設部門)」の資格取得者の取得後経過年数の評価	指定資格取得後5年以上 指定資格取得後5年未満 指定資格未取得	2.0点 1.0点 0.0点		／2.0点																																				
	代表構成員の 優良工事等表彰の技術者表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で令和3年度(2021年度)以降(※8)における優良工事等技術者表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点		／1.0点																																				
	代表構成員の 主任(監理)技術者又は現場代理人としての 同種工事の施工経験	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成28年度(2016年度)以降(※3)に元請けとして完成した「PC橋上部工工事(※4)」の施工経験 (評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点		／2.0点																																				
	代表構成員の 主任(監理)技術者又は現場代理人としての 当該工事と同一許可業種の工事成績評 定点	国(※1)又は熊本県発注工事で、令和3年度(2021年度)以降(※8)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し、完成した「土木一式工事」の工事成績評定点(※17) (評価する工事は、1件とする。)	83点以上 74～82点 73点以下又は実績なし	3.0点 0.30点～2.70点 0.0点		／3.0点																																				
	代表構成員の 継続教育の取得状況	過去2年間(※10)に取得した建設系CPD協議会加盟団体の単位取得数	20ユニット(単位)以上 10～19ユニット(単位) 0～9ユニット(単位)	1.0点 0.5点 0.0点		／1.0点																																				
小計(技術者)					／9.00点																																					
合 計						／33.00点																																				
語句の定義																																										
・ A評価：施工計画の①～⑥の評価項目に対して、6項目を評価した場合 ・ B評価：施工計画の①～⑥の評価項目に対して、5項目を評価した場合 ・ C評価：施工計画の①～⑥の評価項目に対して、4項目を評価した場合 ・ D評価：施工計画の①～⑥の評価項目に対して、3項目を評価した場合 ・ E評価：施工計画の①～⑥の評価項目に対して、2項目を評価した場合 ・ F評価：施工計画の①～⑥の評価項目に対して、1項目を評価した場合 ・ G評価：評価した項目がない場合。文字数超過、様式違い、課題の取り違い。 (※1) 国：独立行政法人、日本下水道事業団を含む。 (※2) 熊本県内市町村：特別地方公共団体含む。 (※3) 平成28年度(2016年度)以降：平成28年度(2016年度)4月1日から入札公告日までの間。 (※4) PC橋上部工工事：請負額2,500万円以上の土木一式工事で施工した橋長84m以上かつ最大支間長27m以上の架設桁架設による道路橋で、PC連結ポストテンション方式桁橋の橋梁上部工工事。 (※5) 熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局及び県警本部。 (※6) 過去10年間：平成28年(2016年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間。 (※7) 「土木一式工事」の工事成績評定点の平均点：同一許可業種で、請負額500万円を超える工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数止めとする。 (※8) 令和3年度(2021年度)以降：令和3年(2021年)4月1日から入札公告日までの間。 (※9) 同種、異種：建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類。 (※10) 過去2年間：令和6年(2024年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間。 (※11) 過去5年間：令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間。 (※12) 市内企業：水俣市内に主たる営業所等を有する企業。 (※13) 県産資材：一般競争入札公告に示すとおり。 <table><tr><th>工事成績評定点</th><th>配点(企業)</th><th>配点(技術者)</th></tr><tr><td>83点以上</td><td>3.00点</td><td>3.00点</td></tr><tr><td>82点</td><td>2.70点</td><td>2.70点</td></tr><tr><td>81点</td><td>2.40点</td><td>2.40点</td></tr><tr><td>80点</td><td>2.10点</td><td>2.10点</td></tr><tr><td>79点</td><td>1.80点</td><td>1.80点</td></tr><tr><td>78点</td><td>1.50点</td><td>1.50点</td></tr><tr><td>77点</td><td>1.20点</td><td>1.20点</td></tr><tr><td>76点</td><td>0.90点</td><td>0.90点</td></tr><tr><td>75点</td><td>0.60点</td><td>0.60点</td></tr><tr><td>74点</td><td>0.30点</td><td>0.30点</td></tr><tr><td>73点以下</td><td>0.00点</td><td>0.00点</td></tr></table> ※配点は【満点×(工事成績評定点－73点)÷10】により計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。							工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)	83点以上	3.00点	3.00点	82点	2.70点	2.70点	81点	2.40点	2.40点	80点	2.10点	2.10点	79点	1.80点	1.80点	78点	1.50点	1.50点	77点	1.20点	1.20点	76点	0.90点	0.90点	75点	0.60点	0.60点	74点	0.30点	0.30点	73点以下	0.00点	0.00点
工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)																																								
83点以上	3.00点	3.00点																																								
82点	2.70点	2.70点																																								
81点	2.40点	2.40点																																								
80点	2.10点	2.10点																																								
79点	1.80点	1.80点																																								
78点	1.50点	1.50点																																								
77点	1.20点	1.20点																																								
76点	0.90点	0.90点																																								
75点	0.60点	0.60点																																								
74点	0.30点	0.30点																																								
73点以下	0.00点	0.00点																																								

施 工 体 制 評 価	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0点		／15.0点
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を 確実に実現できると認められる場合	5.0点		
		その他	0.0点		
	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0点		／15.0点
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0点		
		その他	0.0点		
小計(施工体制)					／30.00点
施 工 体 制 評 価 点 合 計					／30.00点

(別表 1)

主要資材の県産資材使用

指定する資材

指 定 資 材	規 格
生コンクリート	全て

全て県産資材を使用する場合に評価する。

なお、ここで言う県産資材（木材を除く）とは、工事現場に最終製品として搬入される建設資材・製品を対象とし、県内の事業所及び工場等で産出、生産若しくは製造されたもの、又は、県内に登記上の本社を有する企業・組合等の建設資材・製品とする。

【別紙】 施工体制確認型 追加資料等に係る入札無効要件

	類 型	No.	入札を無効とする場合
1	未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む)	(1)	資料の全部又は一部が提出されていない場合
		(2)	求められた資料とは無関係な書類である場合
		(3)	他の工事の資料である場合
		(4)	白紙である場合
		(5)	資料に代表者（年間委任状により委任を受けた者の印を含む。）の押印がない場合
		(6)	資料が特定できない場合
		(7)	他の入札参加者の様式等を入手し、使用している場合
2	追加資料の提出ができないことが確認された場合	(1)	追加資料の提出ができない旨の書類を提出された場合
3	記載すべき事項が欠けている場合	(1)	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
		(2)	入札公告、入札説明書及び競争参加資格確認通知書に指定された項目を満たしていない場合
4	添付すべきでない書類等が添付されていた場合	(1)	他の工事の関係資料等、無関係な資料が添付されていた場合
5	記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
		(2)	発注件名に誤りがある場合、又は記載がない場合
		(3)	提出業者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
6	指定の期日までに全ての資料が提出されない場合		
7	ヒアリング	(1)	ヒアリングに応じない場合
		(2)	配置予定技術者がヒアリングに参加しない場合 （申請された配置予定技術者が複数の場合は、発注者が指定する1名がヒアリングに参加しない場合。）
		(3)	指定の時刻までにヒアリング出席者が集まらずヒアリングができない場合

※誤字等の軽微な誤り、添付資料等の軽微な欠落は無効としない